

令和7年度登米市結婚支援事業公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、人口減少対策の一つとして男女の出会いの場を創ることを目的に、登米市が令和7年度に実施する婚活事業であり、この募集要領は、令和7年度登米市結婚支援事業を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

業 務 名	令和7年度登米市結婚支援事業
履行期間	契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで
委託上限額	1,096,645円（消費税及び地方消費税を含む。）
業務内容	令和7年度登米市結婚支援事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

3 参加資格要件

参加資格を有する者は、委託業務を効率的に実施できるNPO法人を含む民間企業等（以下「企業等」とする）とし、以下の条件を満たす者であることとする。なお、企画提案書提出後においても、要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び同条第2項に該当しないこと。
- （2）登米市指名停止基準（平成20年3月27日告示第69号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- （3）国税及び地方税を滞納していないこと。
- （4）登米市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年登米市告示第227号）第3条に掲げる措置要件に該当しないこと。
- （5）指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- （6）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- （7）宮城県内に本社又は事業所を有する企業等であること。
- （8）令和7年3月31日までの過去5年間に於いて、他自治体で同種業務の履行実績がある者。
- （9）宗教活動や政治活動を主たる目的とする企業等でないこと。

- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業及び夜間のみの営業を行っている者でないこと。

4 プロポーザルに関する手続き

(1) スケジュール表

本プロポーザルに関する手続きは、次の日程で行う。ただし、変更となる場合がある。

項目	日程
実施要領等の公表（ホームページで公表）	令和7年7月28日（月）
実施要領等に関する質問受付	令和7年7月28日（月）～ 8月19日（火）
質問の回答	令和7年7月28日（月）～ 8月21日（木） 随時
参加申込書受付	令和7年7月28日（月）～ 8月25日（月）
参加資格審査結果通知	令和7年8月27日（水）
企画提案提出書受付	令和7年8月28日（木）～ 9月10日（水）
プレゼンテーション、契約候補者の選定	令和7年9月19日（金）
プロポーザル審査結果通知	令和7年9月24日（水）
詳細協議	令和7年9月26日（金）
契約締結	令和7年10月3日（金）

(2) 提出様式（各様式はホームページからダウンロードすること。）

- ① 質問書（様式1）
- ② 参加申込書（様式2）
- ③ 会社の概要（様式3）
- ④ 業務実績書（様式4）
- ⑤ 企画提案提出書（様式6）
- ⑥ 業務の実施方針等（様式7）
- ⑦ 業務実施計画書（様式8-1～8-3）
- ⑧ 経費見積書（様式9）
- ⑨ 参加辞退届（様式11）

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問がある場合は、質問書（様式1）を提出すること。口頭による質問は不可とする。

① 受付期限

令和7年8月19日（火）午後5時まで（必着）

② 提出方法

原則として電子メールで担当課へ送信すること。また、送信後は受信の確認のため、担当課へ電話連絡すること。

③ 回答方法

令和7年7月28日（月）から令和7年8月21日（木）までにホームページにて随時公表するものとし、口頭での個別対応は行わない。

（４）参加申込書の受付

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書類を作成し、提出すること。

① 提出期限

令和7年8月25日（月）午後5時まで（必着）

② 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 会社の概要（様式3）

ウ 業務実績書（様式4）

エ その他必要な添付書類

（ア）履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（法人格を持たない団体の場合は代表者の住民票の写し）

（イ）法人の定款の写し（法人格を持たない団体の場合は規約等の写し）

（ウ）国税及び地方税に係る未納若しくは未納がないことの証明又は納税証明書（法人格を持たない団体の場合は代表者の国税及び地方税に係る未納若しくは未納がないことの証明又は納税証明書）

（エ）決算書等の経営内容が分かる書類

（オ）業者実績を証明する書類（契約書の写し等）

③ 提出部数

1部

④ 提出方法

担当課へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、必ず簡易書留等の配達記録が残るもので送付すること。

※受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

（５）参加資格審査結果通知

参加資格審査の完了後、参加申込書を提出した全ての者に対して、参加資格審査結果通知書（様式5）により、次の方法で通知する。

- ① 通知日
令和 7 年 8 月 27 日（水）
- ② 通知方法
郵送（電子メールにて写しを送付）

（６）企画提案提出書受付

参加資格者は、企画提案提出書を作成し、提出すること。

- ① 提出期限
令和 7 年 9 月 10 日（水）午後 5 時まで（必着）
- ② 提出書類
 - ア 企画提案提出書（様式 6）
 - イ 業務の実施方針等（様式 7）
 - ウ 業務実施計画書（様式 8-1 ～ 3）
 - エ 経費見積書（様式 9）※PDFファイルデータも提出すること。

- ③ 提出部数
7 部

- ④ 提出方法

担当課へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、必ず簡易書留等の配達記録が残るもので送付すること。

※受付時間は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの時間を除く。）

※PDFファイルデータは原則として電子メールで担当課へ送信すること。なお、送信後は受信の確認のため、担当課へ電話連絡すること。

（７）プレゼンテーションの実施

- ① 実施日
令和 7 年 9 月 19 日（金）※時間及び場所は別途通知する。

- ② 実施方法
参加者ごとに、提案内容についてプレゼンテーション 15 分、ヒアリング 10 分の合計 25 分以内とする。それぞれの実施時間を経過した場合は、プレゼンテーション及びヒアリングが途中であっても打ち切ることとする。

- ③ 出席者等
出席者は、本業務に従事する予定である担当者とし、担当者を含めて 3 名以内（パソコン等の操作をする者を含む。）とする。

④ プレゼンテーション及びヒアリングにおける注意事項等

ア プレゼンテーションは、参加者が提出した企画提案書を基に行うこととし、追加資料の配布は認めない。ただし、企画提案書に関わる図や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

イ プレゼンテーションは、パソコンの使用を可能とする。ただし、使用するパソコンは、参加者が準備及び持参するものとし、外部ディスプレイは市が準備する。

ウ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とし、指定時間の10分前までに待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合、又は欠席した場合は失格とする。

エ 他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

5 審査方法等

審査方法等については、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルの実施にあたっては、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を厳正に行った上で、契約候補者を選定する。
- (2) 本プロポーザルの審査は、別に定める「令和7年度登米市結婚支援事業公募型プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において実施する。
- (3) 評価項目及び配点は、別に定める「令和7年度登米市結婚支援事業公募型プロポーザル審査基準」によるものとし、最低基準点を超えた者の中から最も平均点の高い提案をした者を契約候補者、契約候補者の次に平均点が高い参加者を次点契約候補者とする。なお、同点の場合は、委員の多数決をもって契約候補者を決定し、同数の場合は、委員長が決定する。
- (4) 最低基準点は60点とする。
- (5) 参加者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、契約候補者とする。
- (6) 審査結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に対して、プロポーザル審査結果通知書（様式10）により、以下の方法で通知する。なお、契約候補者に選定されなかった参加者は、その理由について通知日の翌日から起算して10日以内に担当課へ説明を求めることができる。

① 通知日

令和7年9月24日（水）

② 通知方法

郵送（電子メールにて写しを送付）

- (7) 契約候補者の選定後、ホームページにて参加者名及び評価点を公表する。また、提出された企画提案書等は公表しないが、登米市情報公開条例（平成17年登米市条例第17号）及びその他関連する条例等に基づいた取扱いとする。

6 失格要件

次に掲げる要件に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 委員会の委員又は関係者に対して、直接的又は間接的を問わず故意に接触をした場合など、委員会の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本実施要領「2 業務の概要」の委託上限額を超える金額で提案された場合
- (5) プレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合
- (6) 契約締結までの間に資格要件を満たさないと発覚した場合
- (7) その他本実施要領に違反した場合

7 契約の締結

(1) 優先交渉権について

- ① プレゼンテーション及びヒアリングにおいて契約候補者に選定された者に対して、本業務の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ② 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉権者」という。）が提出した見積金額を上限として見積合わせを行い、契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 優先交渉権者と契約が不調になった場合は、次点者である契約候補者を優先交渉権者とする。

(2) 契約手続きについて

登米市契約規則（平成17年登米市規則第41号）に定める随意契約の手続きにより、優先交渉権者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。

(3) 仕様書について

契約時における仕様書は、本市と優先交渉権者との協議により、必要に応じて変更することがある。

8 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本市に提出された書類については、返却しない。
- (3) 本市に提出された書類の著作権は、参加者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要な場合には、参加者に承諾なく無償で利用できるものとする。

- (4) 1 参加者あたりの企画提案は、1 件までとする。
- (5) 参加資格者は、参加辞退届（様式11）の提出により本プロポーザルへの参加を辞退することができる。なお、参加を辞退したことにより、今後の本市との契約について不利益な取扱いを受けるものではない。

9 問合せ先

まちづくり推進部市民協働課

住 所：〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目 6 番地 1

電話番号：0 2 2 0－2 2－2 1 7 3

F A X：0 2 2 0－2 2－9 1 6 4

電子メール：shiminkyodo@city.tome.miyagi.jp